

## 変動金利定期預金規定（複利型）

預金の成立・支払時期および証券類の受入、反社会的勢力との取引謝絶、預金の解約・書替継続、届出事項の変更・通帳の再発行等、成年後見人等の届出、印鑑照合等、譲渡・質入の禁止、保険事故発生時における預金者からの相殺規定、規定の変更については共通規定に記載していません。

### 1.（自動継続）

自動継続扱のこの預金は次の通り取扱います。

(1)この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは次の満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(1) 預金金額が300万円未満の場合

自由金利型定期預金（M型）（300万円未満のもの）の店頭表示の利率

(2) 預金金額が300万円以上1,000万円未満の場合

自由金利型定期預金（M型）（300万円以上のもの）の店頭表示の利率

(3) 預金金額が1,000万円以上の場合

自由金利型定期預金の店頭表示の利率

### 3.（利息）

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動継続の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。なお、自動継続の場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(2)この預金の満期日（自動継続の継続を停止した場合の満期日）以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)この預金を上記共通規定の6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入期間」といいます）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満解約日における普通預金の利率

- ②6 か月以上 1 年未満約定利率×40%
- ③1 年以上 1 年 6 か月未満約定利率×50%
- ④1 年 6 か月以上 2 年未満約定利率×60%
- ⑤2 年以上 2 年 6 か月未満約定利率×70%
- ⑥2 年 6 か月以上 3 年未満約定利率×90%

ただし、②から⑥で計算した利率が解約日における普通預金利率より低い場合は、解約日の普通預金利率を適用します。

(4)この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

以上

(2021 年 3 月 1 日現在)